



鳥取県公報

令和7年2月18日（火）
第9670号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施（82）（女性応援課）	2
	公共測量の実施（83）（県土総務課）	2
	公共測量の終了（84）（〃）	3
	県道の区域の変更（85）（道路企画課）	3
	県道の供用の開始（86）（〃）	3

告 示

鳥取県告示第82号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

企業の女性管理職登用等実態調査

2 調査の目的

従業員数が10人以上の県内の事業所における管理職等の女性の割合、女性の管理職登用に関する考え方等について実態を調査し、企業に対する県の支援策等を検討する基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

県内に所在する従業員10人以上の事業所

4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 常用労働者数（男女の別及び正規非正規の別を含む。）

イ 役員及び係長級以上の従業員（以下「役員等」という。）の数（男女の別を含む。）

ウ 女性の役員等の数がゼロの理由

エ 女性の役員等への登用による効果

オ 女性の役員等への登用を進めるために重要なこと

カ 短時間正社員制度、フレックスタイム制及び勤務間インターバル制度の導入状況

キ 出産・育児又は介護を理由に退職した従業員数（男女の別及び正規非正規の別を含む。）

ク 介護と仕事の両立のための必要な取組

(2) その基準となる期日又は期間

令和7年1月1日

ただし、(1)キについては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの期間

5 報告を求める者

総務省の事業所母集団データベース対象者名簿から抽出した従業員10人以上の事業所 約5,400箇所

6 報告を求めるために用いる方法

調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送させる方法又はとっとり電子申請サービスを利用し回答させる方法で行う。

7 報告を求める期間

令和7年3月5日から同年4月7日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第83号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量）
- 2 作業期間 令和7年2月7日から同年3月14日まで
- 3 作業地域 鳥取市

鳥取県告示第84号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県中部総合事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）
- 2 作業地域 東伯郡琴浦町大字三本杉
- 3 終了年月日 令和6年12月2日

鳥取県告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和7年2月18日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和7年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大山佐摩線	西伯郡大山町豊房字上河原2371-15地先から同町今在家字清水坂1149地先まで	変更前	9.3~48.9	591.0
		変更後	9.3~37.2	568.0

鳥取県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和7年2月18日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和7年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
大山佐摩線	西伯郡大山町豊房字上河原2371-15地先から同町今在家字清水坂1149地先まで	令和7年2月18日